印刷仕様書

1 件名

「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書」の印刷

- 2 納入期限及び納入場所
 - (1) 納入期限 令和4年6月24日(金)
 - (2) 納入場所

公正取引委員会事務総局取引部取引調査室 (東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎第6号館B棟13階)

- 3 印刷仕様
 - (1) ページ数 A 4 1 5 8 頁 (表紙・裏表紙含む)

①表紙の裏面、②本文空白頁、③扉紙、④裏表紙の両面は印刷なし 背表紙に「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書 令和4年 4月 公正取引委員会」と印刷

- (2) 部 数 200部
- (3) 色数表紙1 C / O C2 頁本文4 C / 4 C1 4 8 頁扉紙O C / O C6 頁 (だいだい色)裏表紙O C / O C2 頁
- (4) 校正回数 2回
- (5) 使用用紙 表紙 再生上質紙 A判 70.5 kg 本文 再生上質紙 A判 44.5 kg 扉紙 色上質紙 A判 中厚口(だいだい色)

※グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) に適合した用紙を使用すること。ただし、グリーン購入法に適合する用紙 を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替 品の使用を認める。

- (6) 製本方法 無線綴じ(くるみ製本)
- (7) 入稿形態 データ (PDF)
- 4 見積り合わせの手続
 - (1) 見積書の提出
 - ア 提出期限 令和4年5月19日(木)正午
 - イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX : O3 - 3581 - 2951E-mail : open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出方法

電子メール、FAX、郵送又は持参

- 工 提出書類
- (7) 見積書(消費税込みの総額を明示。社印・代表者印の省略可)
- (イ) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果(契約の相手方、契約金額)は、契約の相手方に決定した者に のみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト (調達情報)】

https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html

(3) 見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

5 その他

- (1) 本件業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできないものとする。 ただし、本件業務を適正に履行するために本件業務の一部を第三者に委託し又は請け 負わせる必要がある場合(この場合の委託し又は請け負わせることを以下「再委託」と いう。)、再委託先の住所、氏名、再委託する業務の内容、再委託の必要性及び契約金 額について記載した書面を提出し、事前に公正取引委員会の承認を得なければならない。
- (2) 公示期間中、必要があれば公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係まで来訪し、サンプルを確認することができる(持ち帰り不可)。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上で決定する。
- 6 問い合わせ先
 - (1) 仕様関係

公正取引委員会事務総局取引部取引調査室

TEL: 03-3581-3372

(2) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

TEL: 03-3581-5474

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。)は、下記事項について 入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入 を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正 取引委員会に報告いたします。